本校教員採用への応募をお考えの皆様へ(2026.11.2 改訂)

ここでは本学園の待遇及び「こども性暴力防止法」に伴う対応についてお知らせします。

【待遇例】 本学園給与規定による

① 常勤講師(新卒 23 歳)の場合

基本給(本俸) 230,000 円(法定内残業手当 22 時間相当分を含む)

昇給年 1 回

賞与年 2 回

(本俸+職務手当+担任手当の合計の 2.5 ヵ月分を 2 回に分けて、ただし学園の業績により変動あり)

通勤手当　通勤 6 か月定期購入の実費分を支給する等
(ただし電車通勤の場合。私有車両通勤の場合は別に定める)

固定残業手当　法定外時間外手当として22時間分

職務手当　理事長が認めたものに限る

担任手当　担任は 15 時間分、副担任は12時間分

(その他、特別指導手当(補習・講習等に対して)、特別手当(宿泊を伴う引率指導に対して)、時間外割増手当、休日割増手当などあり)

社会保険　私学共済、雇用保険、労災保険。

休日・休暇　有休 初年度 10 日(ただし 3 ヵ月以上・週 5 日勤務の場合)
原則として週 1 日研究日、日曜・祝日、創立記念日、年末年始
特別有給休暇、育児・介護休業など

② 非常勤講師(新卒 23 歳)の場合

基本給　2,100 円(年齢・経験年数に応じてこれに加算)×週担当コマ数×4 週分

賞与　年 2 回(基本給月額を 1 ヵ月分ずつ)

通勤手当　週 4 日以上勤務の場合、通勤 6 か月定期購入の実費分を支給する等
(ただし電車通勤の場合。私有車両通勤の場合は別に定める

休日・休暇　有休 初年度 10 日(ただし 3 ヵ月以上・週 5 日勤務の場合)
日曜・祝日、創立記念日、年末年始
特別有給休暇、育児・介護休業

【「こども性暴力防止法」に伴う対応】

・本業務に従事するにあたっては、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の「こども性暴力防止法」に基づく、「特定性犯罪」の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・「特定性犯罪」の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は同法に基づき、本業務に従事させないなどの措置を講じる必要が生じるため、本校の採用条件として「特定性犯罪」の事実がないことを応募者に求めます。

・このため、採用過程において、応募者からの申告書などによって「特定性犯罪」の前科の有無をお尋ねいたします。採用内定後も本学園規定に基づく対応をお願いします。また虚偽の申告等が明らかになった場合は、採用内定の取り消しや懲戒解雇処分を行うことなどがあります。

・**11 月 3 日以降に応募なさる方は、この HP に掲載されている「採用時の本人申告に関する説明書」をよくお読みになり、同じく HP からダウンロードできる「採用に関する本人申告書兼誓約書」に必要事項を記入・署名のうえ、履歴書等の応募書類と一緒に郵送なさるようにお願い申し上げます。なお 11 月 2 日までに応募された方は、本校に来校された際に記入していただきます。**

以上